

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 日吉津村社会福祉協議会

【事業計画】

◇ 基本方針

昨年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により、当会の事業実施や活動も少なからず影響を受けてきました。この3年間は、当会が村民の皆様とともに進めてきた「地域福祉推進事業」においても「集いの場」の開催を制限せざるを得ないなど、計画どおりに実施できない状況が続きました。

また、「介護保険事業」についても、職員あるいはご利用者の新型コロナウイルスへの感染または陽性者との濃厚接触等により、事業の休業等を余儀なくされることもあり、特に通所介護事業の収益に大きく影を落としました。

こうしたなかで、令和5年5月には新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、「2類」から「5類」に引き下げられる予定であり、新型コロナウイルスに対する社会の考え方も変化すると推察されます。社会全体が、完全ではないにしてもコロナ禍以前の状況に戻っていくなかで、本会としては、県や村の対応を確認しながら感染予防対策を継続しつつ、積極的に各事業を実施していきます。

また、コロナ禍以前から問題としてあります少子高齢化、それに伴う人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、村民が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた日吉津村で自分らしく暮らしていけるよう、村民相互で支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、日吉津村地域福祉の核である当会の役割を認識して、村民相互の支え合いの体制づくりや関係機関との連携による包括的支援体制の一員となって、村民が住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して暮らせる、顔の見える地域づくりに取組んでまいります。

◇ 各事業概要

1. 法人運営事業

1) 役員会・評議員会

第18期役員（理事・監事、任期令和5年6月）が任期満了を迎えますので、役員の資格要件を十分に認識して、第19期役員の人選を行います。

新役員並びに第16期評議員（任期令和7年6月）は、それぞれが役割を認識し、運営の強化並びに透明性に努めます。所轄庁からの指示・指導はもちろん、引き続き各種研修会へ積極的に参加し、法令遵守に則り職務を果たしてまいります。

なお、役員会並びに評議員会の開催予定については下記のとおりです。

- ・ 理事会開催（6月、9月、12月、3月）
- ・ 評議員会開催（6月、3月）
- ・ 監査会開催（5月）

※上記のほか、必要に応じて開催します。

2)施設の維持管理

福祉センター並びにデイサービスセンターを気持ちよく利用できるように、また、有事の際には福祉避難所として機能するように、必要な修繕等も行いながら、日々適正な維持管理を行います。

あわせて、水道光熱費等の支出について、使用状況を考慮しながら節減に努めます。

3)財政基盤の安定

当会の財政状況については、収益事業である介護保険事業が複数の要因によるご利用者の減少等により、昨年度収益よりかなりの減収となっています。元々営利を目的としない当会の財源は行政からの補助金や委託金並びに村民の皆様からの社協会費や寄付金、共同募金と介護保険事業の収益です。令和3年度は、介護保険事業の収益から当会が行う他の事業の損失を補填していましたが、令和4年度は介護保険事業の減収に伴い、積立資産の取崩しにより損失補填を行う状況になりました。令和5年度は、介護保険事業の増収を図りながら合わせて経費の節減も行い、当会の財政基盤の安定に努めます。

4)広報事業

広く村民の皆様には、当会の行う事業等について「知っていただく」ことを目的として以下の取り組みを行います。

- ・広報紙「ほっとはあと日吉津」を年6回、奇数月に発行し、事業報告や情報提供を行います。
- ・ホームページの更新を、タイムリーな情報提供を行うため適時に更新します。また、当会の基本情報や広報紙「ほっとはあと日吉津」のバックナンバーを、若い世代にも知っていただけるよう掲示します。
- ・日吉津村の防災無線やケーブルテレビ日吉津チャンネル等を、事業のお知らせや参加募集などの情報提供ツールとして活用します。

5)職員体制

全ての職員（事務職員を除く）が何らかの福祉や介護等に関係する資格を有していますが、技能並びに技術等のスキルアップのために職種別や専門の研修に参加すると共に、全職員がサービス並びに資質向上に努め、利用者の満足度向上を図ります。また、地域包括ケアシステム構築への参画を目的として、主任介護支援専門員1名を日吉津地域包括支援センターへ派遣します。

6)ボランティア・体験学習受入事業

ボランティアを希望する人や次代を担う福祉職場体験事業等を積極的に受け入れ、次代の福祉人材育成に貢献すると共に、外部からの視点やご意見を事業や運営に反映させていきます。

主には、中学校職場体験受入や高等学校インターンシップ受入、その他福祉専門学校生他実習生のボランティア体験受入等を実施します。

7)車いす・チャイルドシート貸出事業

村民を対象として、介護保険外の利用による車イスの貸出しや、お孫さんが一時的に帰省される時等に必要なチャイルドシートの貸出事業を行います。

2. 地域福祉推進事業

1) 小地域福祉活動推進事業

各地域において住民参加による福祉活動を推進します。

○福祉座談会開催

- ・地域での見守り、支え合いを推進していくことを目的として開催します。

○福祉推進員設置事業

- ・地域を見守り、社協とつないでいただけるよう、活動を支援する研修や学習の機会を提供します。

○高齢者支え愛訪問・見守り事業

- ・各自治会で福祉推進員が中心となり地域のボランティアの方々と協力して見守り活動をします。

○日吉津村社会福祉協議会長表彰事業

- ・福祉推進員、ボランティア活動、個人または団体が社会福祉事業に貢献されたかた等に対して表彰を行うことにより、社会福祉の進展を図ります。

2) 障がい者の地域生活支援事業

障がい者の日常の地域生活を支援するため、または、障がい者の地域生活への移行を支援するため、地域住民の意識啓発を図り、生活支援サポーター等を養成する等の事業を実施します。

○手話サークル開催（第2・4月曜日開催）

- ・鳥取県西部ろうあ協会に所属する当事者を講師に手話の普及事業を行います。

3) 子育て支援・世代間交流事業

世代間交流事業、子育てサロン、子育て家庭支援事業等、地域と連携し、子育て支援を行うための事業

○書を楽しもう（新春書初め大会）

- ・老若男女問わず、一堂に会して書初めをすることで世代間の交流を図り、ふれあいを通して福祉の心を育みます。

4) 小学校福祉教育助成事業

日吉津小学校が独自に取り組んでいる福祉教育や交流に関する事業へ助成を行います。

5) 慶弔に関する事業

日吉津村社会福祉協議会会員並びにご家族を対象に、祭壇貸与、会葬礼状等の無料印刷を行います。

- ・祭壇貸付事業（1基、10,000円）
- ・会葬並びに礼状印刷事業（300枚まで無料）
- ・見舞い返し礼状印刷事業（100枚まで無料）
- ・葬儀への参列、供物（香典として3,000円）

6) 生活福祉資金貸付事業

相談者の生計を立て直すことが出来る様、福祉保健課と連携を取り、生活の見直しをするとともに貸付を行います。

- ・福祉資金、教育支援資金貸付制度

- ・総合支援資金貸付制度

7) えんくり事業(生計困難者に対する相談支援事業)

鳥取県内の全州市町村社会福祉協議会と社会福祉法人が一体となって取り組む公益事業です。既存の福祉サービスや制度では解決できない生活困窮者への相談支援や現物支給での対応を行います。

8) 福祉団体育成・支援事業

社会福祉協議会を拠点に活動されるグループ、サークルへの活動支援を行ないます。又下記福祉団体の事務局を担います。

- ・日吉津村老人クラブ連合会
- ・日吉津村手をつなぐ育成会

9) 障がい者等の交流会開催

村内在住の障がい者、施設利用者、支援者が一堂に会して交流する場をつくります。

3. 包括的支援体制整備事業

1) 重層的支援体制整備移行事業

地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に係る移行準備事業について、令和5年度に移行準備事業を行い、令和6年度から本格的に事業を実施します。

2) 生活困窮者のための地域づくり事業

村民の皆様が安心して暮らせるために、困りごとについて身近な場所で相談ができる相談所の開設や、訪問活動等により継続した見守り等を行います。

- ・司法書士専門相談事業（年4回開催、【相談員】鳥取県司法書士協会所属司法書士）
- ・地域訪問見守り事業（住み慣れた地域で安心して暮らしていただける様、職員が自宅を訪問してお話を伺いして、行政や社協事業又は予防事業への参加等につなげていきます。ケースによっては、継続した見守りや訪問を行い、適切な対応に努めます）

3) 自立相談支援事業・家計改善支援事業

行政と一体的に相談業務を行い、村民の生活及び家計改善の支援を行います。

4. ボランティアセンター運営事業

ボランティアのコーディネート業務はもとより、啓発事業、実践者の支援を行います。

- ・ボランティアセンター運営委員会を年2回開催します。各方面から選出された委員の意見を事業並びに運営方針に反映し実施いたします。
- ・ボランティア連絡協議会を年1回開催します。ボランティアの普及や啓発に向けた取り組みなど協議、協力し事業推進していきます。
- ・ボランティア事業を住民に広くアピールし活動の意義や楽しさを知ってもらう機会をつくるために、ボランティアフェスティバルを開催します。ボランティア同志の連携を深め、ボランティアの育成も目的としています。

- ・村内ボランティアの連携や親睦を目的に、研修とリフレッシュを兼ねた**ボランティアの集い**を開催します。
- ・日吉津小学校児童を対象に、ボランティアの心を育む事業（**ボランティアスクール**）を行います。
- ・ボランティアに興味や関心がある方を対象に、ボランティアの基本的な知識や心構えを学ぶ講座を開催し、ボランティアについて知っていただくために**ボランティア入門講座**を開催します。また、この開催により、ボランティアを始めるきっかけづくりを行います。
- ・身近な困りごとで支援を必要とされる高齢者に、養成講座を終了されたサポーターを紹介する、**生活支援活動サポーター事業**を実施します。

5. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方であっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉サービス利用の情報提供や手続きのお手伝い、日常的な金銭管理、通帳など大切な書類をお預かりします。

6. 介護予防・地域生活支援事業

概ね65歳以上の介護保険非該当の方を対象に、予防を目的とした事業を実施します。各事業とも地域包括支援センターや地域訪問見守り事業と連携して、新規利用者を開拓し仲間作りをしながら満足していただける内容を提供していきます。また、事業ご利用者の『からだ』と『こころ』の変化を見逃さないよう気配りし、必要ならば個別のフォローや地域包括支援センターと連携するなど、ご利用者・ご家族との信頼関係を深めながら実施します。

1) 地域支援コーディネーター

支援を必要とする人とサービス(各機関)をつなげたり、ニーズに合った新たなサービスをつくったり、各機関同士の連携をサポートするなど、**地域の高齢者支援全体をコーディネート**する役割を担います。

2) 高齢者筋力向上トレーニング事業

体力や筋力の衰えにより日常生活動作に不安を感じておられる方を対象に、マシンを使用したパワーリハビリを行います。(※要支援1・2、要介護1・2、脳卒中等で軽度の障がいがあり、機能訓練を必要とする40歳以上の方も対象。)軽負荷からスタートし、ご利用者一人一人に合った運動を提供します。1クラス最大7名、期間は2クール6ヶ月間で、1クール目は週2回、2クール目は週1回です。前後で運動機能評価を行い地域包括支援センターと連携を密にしながら実施します。

3) 転倒骨折予防事業

寝たきりや、要支援・介護状態の要因となる『転倒骨折』の予防・体力維持を目的に体操を行います。

・体操教室

ストレッチポール・ボール・セラバンドなどの器具を使用して、関節可動域の改善・バランス力の向上など、歩行の安定に効果のある体操を目指します。それに加え、スクエアステップで、体力の向上・認知機能の若返りも目指します。

- ・水中運動教室

温水を利用した体のほぐしや関節可動域の改善を目指します。更に、終了後の水中運動の継続や運動の習慣づけとなるようサポートします。

4) 認知症予防事業

- ・七福会

毎月1回各自治会公民館を会場に、ゲーム・ニュースポーツ・映画会・物作りなどを行い、地域の仲間と楽しく過ごし、閉じこもり防止・認知症予防に取り組みます。担当職員が、参加者やボランティアと共に年間計画を立て、体を動かすことや簡単な脳トレーニングなどの楽しい活動を提供します。年2回の視察研修（村外活動）や、また12月には「年忘れ祭り」を実施します。

- ・パソコン教室

パソコンを使った脳トレーニングやチラシづくりなどを行います。また、全員で脳トレーニングレクリエーションを行い、楽しく笑いのある教室を実施します。

- ・認知症予防講演会

認知症のメカニズムや周辺症状、早期発見・早期予防について専門医等を講師に講演会を開催します。認知症の正しい理解と予防の重要性について、高齢者だけでなく広く村民の方へ認知症について理解していただき、予防事業への参加、普及を呼びかけます。

- ・認知症予防教室（ひまわり会・さくら会・すみれ会・はつらつ教室）

3教室で手厚く認知症の予防・軽度認知障害の方々の改善、楽しかったと思えるプログラムで頭と心の健康・維持を目指します。また、認知症予防プログラム（とっとり方式）短期間実施の「はつらつ教室」を包括支援センターの協力を得ながら開催し連携を図ります。

5) 生きがい活動支援事業実施

介護保険非該当の方を対象にしたサロン活動で、週2回まで（半日）利用可能です。ゲームやレクリエーション、手芸、頭の体操を行います。男性の「若生会」・女性の「ほがらかサロン」があり、体調面・精神面・認知面の変化を見逃さず、ご家族との連絡を密にしながら実施していきます。

- ・若生会：週2回開催（月・木）

- ・ほがらかサロン：週4回開催（月・火・木・金のうち2グループに分かれて事業をおこないます。）

6) 外出支援サービス実施

上記事業へ参加する際（七福会を除く）、下肢が不自由な方、運転免許のない独居高齢者、高齢者世帯、日中独居高齢者などの自力での来所が困難かつ、ご家族の送迎が確保できない方に対し、事業参加の送迎を行います。

在宅介護の介護者を対象に、会食会や屋外研修を企画して情報交換や心身のリフレッシュを目的として実施します。介護をされている方々の困りごとや介護に関するアドバイスも行います。

7)生活管理指導員派遣事業:軽度生活支援事業

介護保険非該当の方を対象に職員がご家庭に訪問し、家庭生活のアドバイスや話し相手・軽度な家事援助を行います。

7. 介護保険事業・介護予防・日常生活支援総合事業

1)居宅介護支援事業

職員の資質向上と仕事量の適正化を図り、より良い居宅支援を行っていきます。

- ・令和4年度は受け持ち数が落ち込みましたので、令和3年度の利用者数まで回復するよう利用者増を目指します。
- ・地域包括支援センターと協力し、居宅介護支援だけでなく予防支援も行い地域のニーズに対応します。
- ・日常の業務が円滑に行われるよう事業所内の書式の整備など行い、業務の効率化を行います。BCPの策定と定期的な見直しを行います。
- ・介護支援専門員連絡協議会に所属し、最新の情報や介護保険制度の動向などに注意を払います。また部内外の研修会などに積極的に参加、連携を深め、職員の資質向上に努めます。
- ・毎月、通所介護事業所とミーティングを持ち、情報交換を行い、よりよい支援につなげます。また他事業所、行政、地域の方、医療ほか他職種、インフォーマルサービスなどと連携を図りながらケアマネジメントを行います。
- ・主治医などに対し、定期的に情報提供を行い、医療との連携を深めます。

2)通所介護事業

在宅で生活をされる要介護、要支援認定の方を対象に、いつまでも住み慣れた地域で、安心できる生活を続けていただくために、利用者の方一人一人に担当職員が付き、個々の状態を把握し個別性のあるサービスを提供し、ご利用者並びにご家族をサポートいたします。感染予防対策や脱水、熱中症予防の喚起についてもチラシでお知らせいたします。また、不定期ですがデイサービスで過ごされている様子を知っていただくためデイサービス便りを発行しています。老人クラブや小学生との交流も行い、地域との繋がりも大切にしていきます。

- ・介護保険制度に基づく通所介護業務実施
- ・介護予防・日常生活支援総合事業に基づく通所型サービス実施
- ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施
- *送迎（ご自宅まで迎えに伺います。車いすでの送迎にも対応しています。）
- *入浴（一般浴槽と2種類の特殊浴槽があり、寝たきりの方でも安心して入浴ができます。）
- *食事（1人1人に合った食事形態でご用意できます。また、誕生会や各季節の食事も楽しめます。）
- *口腔ケア（ご利用者に合わせた口腔ケアをします。）
- *体操・レクリエーション（ストレッチ体操やゲームを楽しんでいただきます。）
- *趣味・個別活動（パズルや塗り絵、作品作りができ喫茶コーナーも利用できます。）

8. あい・あいサービス(日吉津村社会福祉協議会独自事業)実施

住み慣れた地域での暮らしを支えるため介護保険制度外社協独自事業(あい・あいサービス)を行います。

- ・通所介護事業所の臨時的な利用(要支援1・2)
- ・介護保険サービスの対象外となる家事援助
- ・有償運送事業時の搬送等に係る介助や医療機関内での同行介助

9. 福祉有償運送事業

要介護認定者や障がい者の方等で、屋外での移動が自力では困難な方を対象に、居宅介護計画に基づき、通院や屋外活動のために必要な送迎を行います。

10. 共同募金委員会

社会福祉協議会とは別の団体となりますが、社会福祉協議会も協同して、事務及び事業を実施しています。助成額は審査委員会において協議され、日吉津村内の福祉団体やボランティアグループ、自治会や子供会活動に助成され活用していただいています。